

議案第 8 号

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例の一部改正について

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

将来、市立病院において薬剤師の業務に従事しようとする意志を有する学生に修学資金を貸与するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例（平成21年京丹後市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助産師及び看護師」を「看護師等（看護師、助産師及び薬剤師をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第15条第1項の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項に規定する薬学を履修する6年制大学。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例(平成21年京丹後市条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例 平成21年3月30日 条例第17条</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院(以下「市立病院」という。)の<u>助産師及び看護師</u> (以下「<u>看護師等</u>」という。)の充足に資するため、将来市立病院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与の対象及び方法)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる施設(以下「養成施設」という。)に在学する者であつて、市立病院における看護師等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <hr/> <p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例 平成21年3月30日 条例第17条</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院(以下「市立病院」という。)の<u>看護師等</u> (<u>看護師、助産師及び薬剤師をいう。以下同じ。</u>)の充足に資するため、将来市立病院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与の対象及び方法)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる施設(以下「養成施設」という。)に在学する者であつて、市立病院における看護師等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>薬剤師法(昭和35年法律第146号)第15条第1項の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項に規定する薬学を履修する6年制大学</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>